基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月30日

国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成26年	知床岬	16―4	知床峠	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	釧路	9―4	鶴居	〃　〃　〃
〃	〃	〃	枝幸	12―3	小頓別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名寄	3―2	上札久留	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	4―2	渚滑岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	旭川	12―1	上富良野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	夕張岳	9―3	布部岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八戸	13―3	法量	〃　〃　〃
〃	〃	〃	一関	1―3	小佐野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―2	志津川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	青森	7―3	大倉岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	弘前	10―2	越山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	秋田	3―4	北川舟	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	7―1	熊ケ根	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	4―4	上川内	〃　〃　〃
〃	〃	〃	白河	16―2	馬頭	〃　〃　〃
〃	〃	〃	村上	3―3	相模山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	5―4	二王子岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8―4	野尻	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	7―3	湯西川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―1	内川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	東京	3―1	浦安	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	3―2	上野吉井	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8―1	十石峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	10―3	長坂上条	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―4	鳳凰山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11―3	夜叉神峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―4	高遠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―1	甲斐駒ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―1	間ノ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	6―2	槍ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	6―4	三俣蓮華岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―2	上高地	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―3	笠ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―4	焼岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―3	角川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	6―1	上松	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	10―1	寧比曽岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	4―1	御母衣	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	15―3	敦賀	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	9―4	高宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮津	3―1	早瀬	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	3―2	三方	〃　〃　〃
〃	〃	〃	田辺	13―3	紀伊由良	〃　〃　〃
〃	〃	〃	姫路	7―2	姫路北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	広島	7―1	安芸内海	〃　〃　〃
〃	〃	〃	山口	12―4	阿知須	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鹿児島	5―1	栗野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―3	川内	〃　〃　〃
〃	〃	〃	那覇	5―3	仲尾次	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮古島	2―3	池間島	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成27年２月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２４１号

釧路市昭和中央３丁目31番６号

債務者　大村　直己

1　決定年月日時　平成27年１月19日午前８時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　久保田庸央

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月18日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで

釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９９３号

広島県東広島市西条町郷曽363番地26　ハムレットコミューンＧ棟301号

債務者　市川　三思

1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三﨑　和也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１９号

北海道旭川市旭町１条３丁目841番地の73

債務者　品田　輝文

1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　万字　達

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月26日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９０号

北海道旭川市東鷹栖７線10号5210番地の５

債務者　中村　幸治

1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月26日午後１時45分

5　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８５０号

神戸市須磨区北落合３丁目１番366―403号

債務者　安田　稔

1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森田　将弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時

5　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで

神戸地方裁判所第３民事部